

甲斐市第3次創甲斐教育推進大綱策定について

1 計画策定の趣旨及び位置づけ

本市では、教育基本法に基づき、平成22年に計画期間を10年とする「創甲斐教育推進大綱」、令和2年に計画期間を5年とする「第2次創甲斐教育推進大綱」を策定し、本市の教育施策を実施してきました。

現計画については、今年度末で計画期間が終了することから、目まぐるしく変化する社会情勢を的確に見据え、新しい時代にふさわしい教育行政のあり方や施策の基本的方向を明確にし、本市教育のより一層の振興を図るため、次期教育振興基本計画となる「第3次創甲斐教育推進大綱」を新たに策定します。

なお、「第3次創甲斐教育推進大綱」は、本市教育振興の基本計画であり、国の「第4期教育振興基本計画」（令和5～9年度）及び県の「山梨県教育振興基本計画（令和6～10年度）」を参酌した教育大綱として策定します。

計 画 名	第3次創甲斐教育推進大綱
根拠法令	教育基本法(第17条第2項) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第1条の3)
位置づけ	本市教育振興の基本計画
計画期間	5年(令和7年度～11年度)

【教育基本法】＝教育振興基本計画の根拠法令

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(策定主体：地方公共団体)

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】＝大綱の根拠法令

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

(策定主体：地方公共団体の長)

2 計画の内容

- (1) 策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、施策の実行
- (2) 教育を取り巻く社会の現状
- (3) 第2次創甲斐教育推進大綱の取組と課題
- (4) 本市教育の目指すべき方向（基本理念、基本目標、基本方針、施策体系）
- (5) 施策の具体的方向 等

3 策定方法

- (1) 甲斐市創甲斐教育推進大綱策定会議による協議
- (2) プロジェクトチーム（関係部署の職員等で構成）による協議
- (3) 総合教育会議・定例教育委員会による協議
- (4) 市民アンケート調査の実施
- (5) パブリックコメントの実施

4 創甲斐教育推進大綱策定会議スケジュール（案）

第1回 令和6年5月29日（水）午後2時～

内容：委嘱状の交付、諮問、計画策定の趣旨、概要説明等

第2回 令和6年6月25日（火）午後2時～

内容：第2次創甲斐教育推進大綱の成果と課題の整理、市民アンケートの検討等

第3回 令和6年8月

内容：アンケート結果報告、骨子案の検討等

第4回 令和6年9月～10月

内容：計画案の検討

第5回 令和6年11月

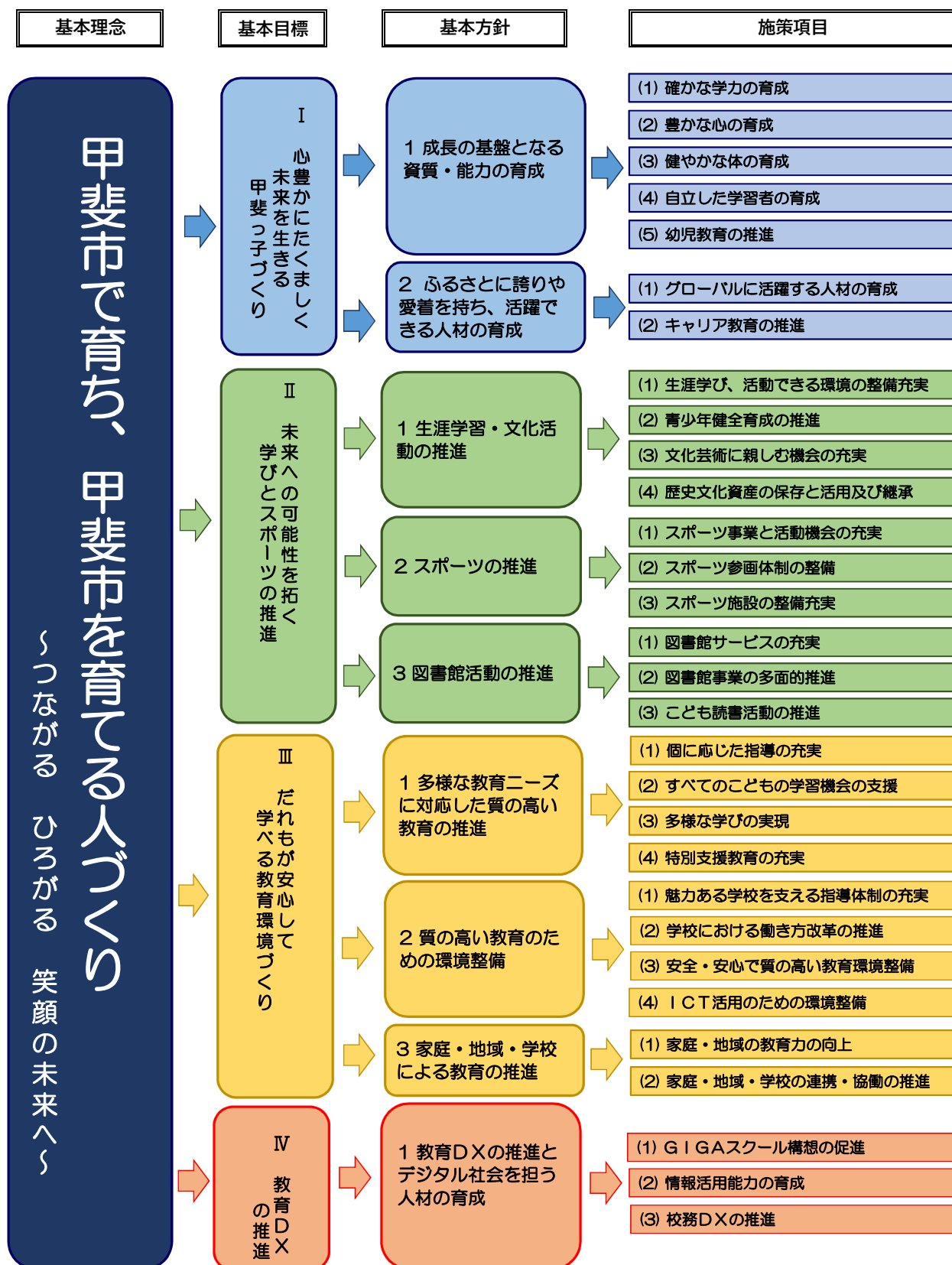
内容：計画案の検討

○パブリックコメント（12月中旬～1月中旬）

第6回 令和7年1月

内容：計画案の確認

第3次創甲斐教育推進大綱施策の体系



第3次 創甲斐教育推進大綱策定会議委員名簿

(敬称略)

番号	氏 名	所属・役職 (参考)	選出区分	備考
1	あなみず つよし 穴水 剛	自治会連合会会長	自治会連合会役員代表	
2	たかはし ひろつぐ 高橋 博次	自治会連合会副会長		
3	はしもと ひろあき 橋本 浩明	自治会連合会副会長		
4	こみや ま けん じ 小宮山 謙二	社会教育委員の会議委員長	社会教育委員代表	
5	おさだ あけみ 長田 明美	社会教育委員の会議副委員長		
6	なかむら ちよくめい 中村 直明	民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員代表	
7	なかごみ みきや 中込 幹也	民生委員児童委員協議会	主任児童委員	
8	かねまる よしお 金丸 良雄	スポーツ推進委員協議会会長	スポーツ推進委員代表	
9	いしばし こう じ 石橋 浩二	青少年育成甲斐市民会議運営委員	青少年育成関係 団体代表	
10	さいとう さや か 齊藤 さや香	青少年育成甲斐市民会議運営委員		
11	たんざわ たか ひろ 丹沢 貴浩	甲斐市校長会会長 (竜王東小学校校長)	学校長代表 ※小学校2人・中学校2人	
12	ご み まさ とし 五味 正年	甲斐市校長会副会長 (敷島南小学校校長)		
13	たちかわ たけし 立川 武	甲斐市校長会副会長 (玉幡中学校校長)		
14	こしいし まこと 興石 信	甲斐市校長会会員 (双葉中学校校長)		
15	しみず しずか 清水 静香	甲斐市PTA連絡協議会会長 (竜王南小学校PTA会長)	市PTA連絡協議会 代表	
16	おおき さ ゆり 大木 早百合	甲斐市PTA連絡協議会副会長 (竜王小学校PTA会長)		
17	ほ さか やす たか 保坂 得孝	甲斐市PTA連絡協議会副会長 (双葉中学校PTA会長)		
18	ち の ふみお 千野 文雄	スポーツ協会会長	識見を有する者	
19	お び ひら あき 小尾 平明	図書館協議会会長		
20	ひ なが たつ ひこ 日永 龍彦	山梨大学教授		

○甲斐市創甲斐教育推進大綱策定会議設置条例

令和4年3月11日

条例第2号

(設置)

第1条 甲斐市の将来を担う人材育成を目指し、特色ある教育の推進を図るため、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく甲斐市における教育振興基本計画として策定する創甲斐教育推進大綱（以下「推進大綱」という。）について調査審議するため、甲斐市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、甲斐市創甲斐教育推進大綱策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 推進大綱策定のための基本的事項
- (2) 推進大綱の計画案
- (3) その他推進大綱策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 自治会連合会役員代表者
- (2) 社会教育委員代表者
- (3) 民生委員・児童委員代表者
- (4) スポーツ推進委員代表者
- (5) 青少年育成関係団体代表者
- (6) 学校長代表者
- (7) 市PTA連絡協議会代表者
- (8) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了するまでの間とする。

2 前条の規定による委員のうち、役職により委嘱された者の任期は、その職に在職する期間中とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定会議に会長及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

- 3 会長は、会務を総理し、策定会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 計画の策定に必要な基本的事項を調査研究するとともに、事業の推進体制の整備を図るため、策定会議に関係部署の職員等で構成する推進大綱プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

- 2 プロジェクトチームの委員長は、教育部長とする。
- 3 プロジェクトチームは、委員長が指名する委員で構成する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 5 プロジェクトチームの会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「策定会議」とあるのは「プロジェクトチーム」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行規則)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に甲斐市創甲斐教育推進大綱策定会議設置要綱を廃止する訓令（令和4年甲斐市教育委員会訓令第1号）により廃止された甲斐市創甲斐教育推進大綱策定会議設置要綱（平成21年甲斐市教育委員会訓令第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

教育委員会関係職員・事務局名簿

番号	氏 名	役 職
1	な とり 名取 とうご 藤 吾	教育部長
2	ひ か わ 樋川 かずゆき 和之	学校教育課長
3	おおしば 大柴 ひろゆき 宏之	生涯学習文化課長
4	ひろ せ 広瀬 おさむ 修	スポーツ振興課長
5	こ ま つ 小松 としや 利也	図書館長
6	お の 小野 たかひろ 貴博	学校教育課指導監

【事務局】

1	お た ぎ り 小田切 ひ で き 英規	教育総務課長
2	はやかわ 早川 よう こ 要子	教育総務課教育総務係長
3	しみず 清水 あ か り 亜香梨	教育総務課教育総務係員
4	うちだ 内田 ゆう 優	教育総務課教育総務係員